

昨年末、原子力規制委員会は柏崎刈羽原発の是正措置命令を解除しました。これにより再稼働手続きが再開され、今後は地元同意の可否が焦点となります。

今年4月初めに福島の現地視察を行ってきました。そこで、津波による瓦礫を片付け、更地が広がる港町、「復興」と喧伝される新しい街や施設の実態、「処理水」海洋放出の現場を自らの目で見てきました。原発事故は、通常の自然災害とまったく異質な、過酷なものです。

現地視察で見聞きしたことをお伝えし、柏崎刈羽原発の再稼働を考える会を計画しました。どうか大勢の皆さんのご参加をお願いします。

I 部「現地調査に参加して」3人からの報告

今年4月2日・3日に福島を訪れました。そこで見たこと、感じたことをお伝えします。

II 部「能登半島地震を受け、改めて柏崎刈羽原発再稼働を考える」



講師 大野隆一郎氏 1941新潟市生れ。65新潟大学理学部卒。

1965~2002新潟県立高校理科教諭（主に地学担任）として奉職。

【現在の役職】 地学団体研究会「米山団体研究グループ」代表、同「荒浜砂丘団体研究グループ」代表、柏崎刈羽原発活断層問題研究会代表、「科学的特性マップ」を考える会世話人

●福島第一原発事故はなぜ起きたか

●福島の今

●「核のごみ」地層処分の課題

プレートの活動が活発で地震や火山活動が多い日本に地層処分は現実的な方法か。

●地質学から見た能登半島地震の特徴

プレートの境界部でもない、火山もないところになぜ起きたか。能登半島地震の教訓。

●柏崎刈羽原発の再稼働ノー!!

東京電力に原発を運転する資質があるか。柏崎刈羽原発の地盤は軟弱。使用済み核燃料プールはほぼ満杯。事故が起きたとき、避難できるのか。



日 時 6月23日(日)午後1時30分から（終了：4時予定）

会 場 越後妻有文化ホール・十日町市中央公民館「段十ろう」
多目的スペース 十日町市本町1丁目上508番地2

参加費 500円(資料・会場費等) 定 員 当日先着80人

同時開催 写真展「ふるさとにもどれない—福島原発事故13年後の今—」

- ・期日 6月23日(日)～29日(土) 9:00～21:00 最終日～16:30
- ・会場 越後妻有文化ホール・十日町市中央公民館「段十ろう」雁木ギャラリー
- * 1週間開催します。どうぞお出かけください。

主 催 十日町・津南地域自治研究所

代表 斎木文夫(090-4946-7570) 問合せ先 事務局長 桑原加代子(025-765-4304)

後援 十日町新聞社・十日町タイムス社・妻有新聞社・東頸新聞社

にいがたの くらしと自治

2024年6月号

2024年6月15日



輪島市朝市通りの火災現場 むき出しになった鉄骨とコンクリートの残骸、まだ、ミシミシと音を立てています（撮影：立石雅昭）

にいがた自治体研究所

〒950-0901 新潟市中央区弁天3丁目3-5 新潟マンション305号

Tel 025-240-8645 Fax 025-240-8646

e-mail : njitiken@yahoo.co.jp

能登半島地震被災地の今

立石雅昭（にいがた自治体研究所副理事長）

5月14日から16日、能登半島地震の被災地を地元の方々達に案内して頂いて見学してきました。ここではまず、地震発生から4ヶ月半経った現状を報告します。ご案内頂いた方達は、輪島の方は、朝市の会元婦人部長新木さん。珠洲の方は、市議会議員浦さんと「止めよう原発！飯田市民の会」の橋本さん。復旧途上、何かとお忙しい中、時間を割いてご案内頂いたことに心から感謝申し上げます。

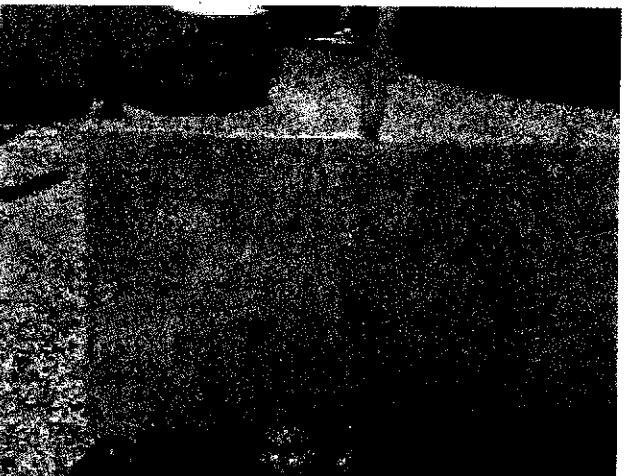
道路は、段差や陥没、工事中の橋などがまだあります。基本、時間はかかりますが、迂回路も含めてほぼ目的地にたどり着けます。なお、事前の資料入手が出来ていなかったので、間違っているところもあるやもしれません。お気づきの点あればご指摘くだされば幸いです。珠洲原発尾予定地も回ったので、その報告は次回にします。

1. 輪島朝市通りの火災現場と川底の隆起

輪島中心市街地にある朝市通りは、発災後の火事で、5万平方キロにわたり、250戸以上が焼失したとされています。古い木造家屋が密集していた上に、道路の寸断、浄化槽の破損で消火が進まず、大火災となりました。その上、後述する近場の河原田川の隆起で、水の吸い上げもままならず、と悪条件が重なりました。



図1 朝市通り火災現場の現状



道路を塞いでいたがれきも積み上げられているのでしょうか、火災現場はほぼ発災直後のままと言えるでしょう。これには正直驚きを通り越して、強い怒りを覚えました。

輪島市内随所に倒壊・半壊の家屋が放置されています（表紙写真も参照）。

焼け跡には手向けの花束も置かれています。その焼け跡に立てられた看板（図3）、と鯉のぼり。前を向く希望を見ました。

図3 朝市通りに建てられた看板

周辺地図を図4に示します。

図4 輪島朝市通りと河原田川、袖ヶ浦海岸の地図

2. 河原田川河口の隆起

周辺地図（図4）に見るよう、朝市通りのすぐそばを流れ下る河原田川は地震で隆起した海岸に注ぎ込んでいます。そのため、河口の河床も隆起しました。河口部の隆起が川水が大きく減少した要因です。

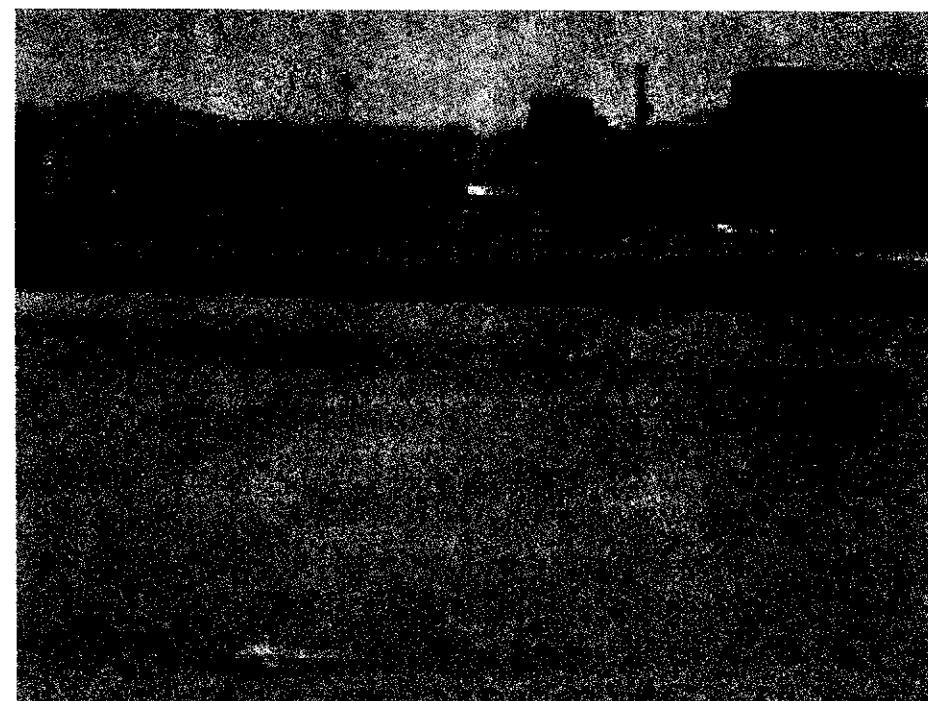


図5 焼け跡が広がる河原田川右岸。普段は矢板の色が変わっているところまで川水があったとのこと

川の中程には隆起したことを示す、海棲貝殻が付着し、白い石灰藻などで覆われた岩石が認められます。

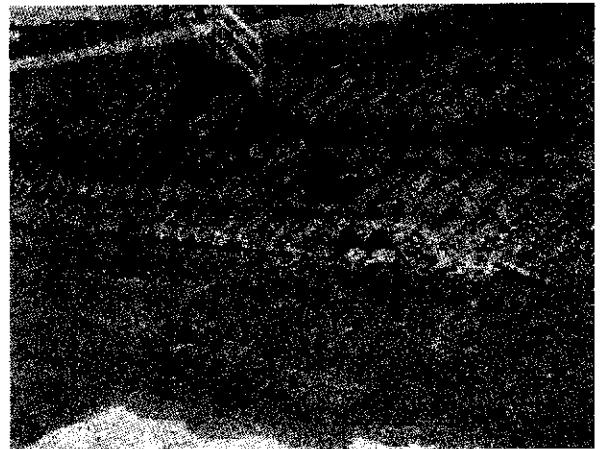


図6 河原田川左岸の堤防下部。65cmほど隆起していることがうかがえます。

付着する貝殻からして、この水域は汽水性で、潮が満ちてくると、海水が遡上する場所なのでしょう。この左岸側の堤防とそれに面した道路との間には段差が出来ています。道路の隆起はやや小さいのでしょうか。

3. 隆起した袖ヶ浜海岸

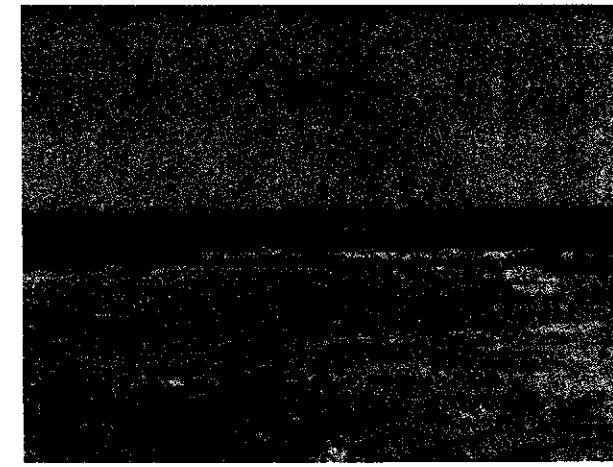
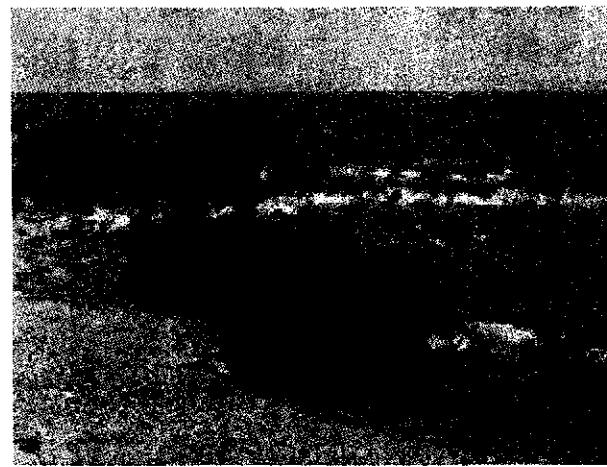


図7. 隆起した袖ヶ浜海岸 石灰藻で覆われて白く見える岩礁が隆起を物語っています。

14日の午後は珠洲へ移動。珠洲の能登半島北岸の隆起状況は見かけ上、輪島の海岸よりもやや少なく見えますが、その時間帯の潮位をもとに比較しなければなりません。

14日・15日はいずれも昼頃が満潮時ですので、午後はやや海面が低下しつつある時間帶です。珠洲の北岸沿いでの隆起はやはり、輪島側に比して小さいと言えます。

くしくも翌15日、日本共産党国會議員団が、政府に対して、「能登半島地震による被災者支援に関する申入れ」を行っています (https://www.jcp.or.jp/web_policy/2024/05/post-982.html)。その内容は、被災地の住民の思いや願いをもとにした的確で重要な申し入れだと思います。

能登半島地震被災地支援活動にとりくんで

2024年5月19日 五十嵐完二さんのFacebookより



2024年5月19日。5月8日から18日までの11日間でしたが、日本共産党や民主団体が共同で設置した石川県羽咋市の被災者共同支援センターで活動しました。

主な活動内容は、全国各地からのボランティアを案内して、能登の被災地各地に設置された（されつつある）仮設住宅を訪問して、全国から寄せられたお米や水をセットにしたものや生活用品をお届けしてお困りごとなどをお聞きすることを中心でした。

また、各地から届く支援物資の仕分け、取り分けお米を3キロの袋に詰め替える作業や必要に応じてガレキ撤去作業なども行いました。

こうした活動のために羽咋市から2時間かかる輪島市や珠洲市、また原発のある志賀町、和倉温泉のある七尾市、能登島、穴水町、液状化被害の大きい内灘町など各地に行きました。

道路を走るとところどころに地震のために段差があり、何より倒壊した家屋がいまだに手つかずでそのままになっていたり、ブルーシートの屋根が随所にあり、被災者の心情を察すると心がふさがれます。

仮設住宅を訪問すると、皆さんがあんまり喜んでくれて訪問したことも歓迎してくれます。不自由な避難所から仮設住宅に移ったことで「よくしてくれている」と話す被災者もいます。「能登はやしさや土までも」と云われる土地柄だからでしょうか。



私たちの訪問が待たれています。まだまだたくさんの仮設住宅に行ききれていませんし、今もたくさんの仮設住宅ができつつあります。私たちの活動はこれからです。一方で物資、取り分けお米が足りません。是非お米を、それも3キロに小分けしたものを支援センターにお届けいただければありがたいです。

液状化被害の大きい新潟市西区など含む能登半島地震被災者の生活再建を願って。



「女性政策部会（第100回）記念の集い」報告

女性部会担当理事 石丸幸子



5月29日（水）、湯沢公民館で記念集会と記念講演会を開催しました。「記念集会」は午後1時30分から開催し、部会の確立（2002）に向けた当時の男女平等の社会的背景と開催内容を「テーマ一覧表」から確認しました。この間22年が経過しました。

「記念講演会」には、講師に奥田さが子さん（公害・地球環境問題懇談会・幹事）をお招きし、「若い世代とともに気候危機問題を考えるために」と題して、

1. 気候危機の現在地（日本と世界で起こっていること）
2. 温暖化はどうしておきるのか（理論と原因）
3. 日本と世界の対策
4. より多くの人に考えてもらうために、特に若い世代に働きかけてきた実践について講演をお願いしました。

若い世代への働きかけについて奥田さが子さんは下記のように述べています。

“地球環境問題は、これから生きていかなくてはならない若い世代にとって深刻な状況になっている。私は、学校現場で美術教育にかかり、人間としての優しい感性を育てることに生きがいを感じてきたことから、自然保護問題にもかかりわるようになってきた。今や気候危機などの環境問題は、感性の育ち以前に、命あるものにとっての生存権の問題になっている。喫緊の課題であるが、何より直面しなければならない若い世代や子供たちに、当事者として考え、行動してほしいと、この間、学校などに働きかけてきた。また、この問題で頑張っている若者グループであるFFFと共同を進めてきた。身の回りでこういう場を少しでも広げてほしいと願っている。”

働きかけられた学生たちはとても行動的だったとも述べていました。

参加者は、女性政策部会員のほかに、一般参加として地元湯沢町の皆さんが出でられました。



【声明】中央集権化を進める地方自治法「改正」案に反対する

政府は、地方自治法「改正」案を提出し、国会で審議が続いています。この法案は、「第11章 情報システム」と、いわゆる「補充的指示権」などを規定する「第14章 国民の安全に重大な影響を及ぼす事態における国と普通地方公共団体との関係等の特例」を新設するなど、これまでの地方自治法に大きな変更を加えるものです。

まず、法案の最大の問題点は、「補充的指示権」です。それによって、各大臣が、「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し、又は発生するおそれがある場合に」、自ら「生命等の保護の措置」を講じ、また適切と認める自治体に対し、同措置を講じるよう「必要な指示」ができるようになります。しかし、当該指示の要件は抽象度が高く、法定受託事務だけではなく、自治事務にも適用可能なため、指示の対象事務の範囲は相当広いものになります。その手続をみても、「閣議の決定」を経てとされていて、これでは、指示の政治的性格を強めるだけです。修正によって、事後に「国会に報告」するものとされましたら、権限濫用の歯止めとして十分とはいえません。また、この指示権は、自治体の事務処理を待たず、そのため事務処理が適法・違法であるを問わず、国が判断し指示することを認めるもので、住民に身近な自治体よりも、国の方が適切な判断を下せるという不適切な前提に立っています。むしろ、指示は、自治体に無用な混乱を招くものになってしまいます。武力攻撃事態法や国民保護法に定める指示権の発動要件に至らない重大影響事態に適用されることも想定され、「武力攻撃」にかかわって活用されることも排除できず、平和主義との関係でも問題があり、さらに、憲法「改正」ではなく、地方自治法「改正」によって、緊急事態条項を定めるもののように考えられます。

新設される第11章では、デジタル化の最大の目的である「効率化」が目指されています。また、デジタル化では国と協力して情報システムの利用の「最適化」を図ることが求められており、「国と協力」した「最適化」によって、個々の自治体にとっての最適化ではなく、国にとっての最適化が目指される可能性があります。さらに、第16章では、「指定地域共同活動団体」が規定されます。この前提には、市町村が独自に行政サービス・公共サービスを提供するのではなく、他の民間団体と協力してこれらのサービスを提供すれば足りるという考えが前提となっています。市町村が新しく規定される「指定地域共同活動団体」との関係で、委託について随意契約によることや、行政財産を貸し付けることができるといった優遇措置をとれることを規定し、条例の定め方にもよるもの、行政の民間化を一層推進するものになりかねません。

このように、地方自治法「改正」案は、地方自治を充実させるのではなく、反対に、地方分権に逆行し、中央集権化を進めるものになると考えられます。また、自治体行政の民間化を後押しする可能性をもち、平和主義や憲法「改正」にも重大な影響を与える危険性が高いものです。以上のことから、地方自治法「改正」案には到底賛成することはできず、この「改正」案に強く反対します。

2024年06月01日
自治体問題研究所理事会